

刈谷市議会基本条例（素案）に対する意見と市議会の考え方

No	条文	逐条解説におけるページ	意見	市議会の考え方
1	第1条	4	「市民に信頼される議会をつくること」が目的となっているが、「市民福祉の向上に資すること」を目的とすべきではないですか。	<p>地方自治法では、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進」としており、これは地方公共団体のみならず、議会の活動原則であると考えられます。</p> <p>本市議会として、「住民の福祉の増進」を図ることは大前提とし、その上で、議会がどうあるべきかとして、「議会の活性化、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会」の3点をこの条例の目的として、明確に位置付けております。</p>
2	第10条	8	第2項の「市民にも分かりやすい」とあるが、「誰にも」と表現せずに、「市民にも」と表記したのは理由があるのですか。	<p>議会における審議が、市民に密接に関わりのある内容であることを意識し、このような表記としておりましたが、請願の審査など、市民以外の方に関係する議論もあることから、御指摘のとおり、「誰にも」に表記を修正します。</p>
3	第10条	8	第3項にいう「議長」及び「委員長」が定義されていないがこれでよいのですか。	<p>「議長」及び「委員長」については、辞書等で確認ができる用語であり、またこの条例における表記は、辞書等に記述される意味を超えるものではないため、定義の対象としておりません。</p>

No	条文	逐条解説におけるページ	意見	市議会の考え方
4	第 10 条	8	第 3 項にいう「委員長」が第 8 条第 3 項で略称される委員会の長をいうのであれば、全員協議会での反問権はないとするのですか。	<p>全員協議会における反問は認めていく予定です。全員協議会の議事進行は議長が行い、この場合、議長に許可を得て反問することになります。</p> <p>この条文の表記では、どの会議を対象としているか読み取りにくいとため、第 3 項の「議員の質問及び質疑に対して、」を、『会議において、議員の質問及び質疑に対し、』という表記に変更しました。</p>
5	第 10 条	8	解説の 3 にある「議長の許可」との表現は、委員会などにはあてはまらないため、不十分な解説ではないですか。	逐条解説の記述が不十分であったため、御指摘の点を踏まえ、解説 3 は「議長又は委員長の許可」という表記に修正しました。
6	第 12 条	9	<p>第 2 項で「委員会において、」と自由討議を常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限定するのはなぜですか。</p> <p>本会議では議員間の討議はしないのですか。</p>	<p>委員会は、広範囲にわたる議案を部門別に分け、専門的で効率的に審査する場であり、本会議と比較して、より深い議論を行っております。</p> <p>各委員会の終了後に開催される本会議では、委員会における審査の経過と結果について、委員長より報告されますが、議員間討議の内容についても報告する予定であり、最終的な意思決定（議決）にも討議内容が反映されるため、本会議における議員間の討議は想定しておりません。</p>
7	第 13 条	9	第 1 項の文中「いかし」とあるが、解説では「活かし」とあるがどちらを選択するのですか。	『法令における漢字使用等について』（平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局長官決定）に基づき、条例上は「いかし」と表記しています。

No	条文	逐条解説におけるページ	意見	市議会の考え方
8	第 17 条 ～ 第 19 条	10・11	<p>要綱名、条例名が明記されているが、この条例が最高規範として作成したとすると、今後表記されている条例、要綱の全部改正などがされたとき、この条例もあわせて改正する必要がでてくるため、この条例での表記は「別に(要綱 OR 条例に)定める。」と表記したほうがよいのではないですか。</p>	<p>御指摘のとおり、表記されている条例及び要綱の名称変更や全部改正の際に、議会基本条例を改正することになりますが、名称を表記することにより、参照とする条文・要綱が明確になると考え、あえてこのように表記しました。</p>
9	—	—	<p>議員による市民に対する議会報告会の開催はしないのですか。</p>	<p>本市議会においても、議会報告会の開催については、実施している他市の状況等も踏まえ、様々な議論がなされました。</p> <p>結果、条文には報告会について明記しておりませんが、市民の意思の把握や市民への情報提供は重要な事項と捉え、その手法について検討していきます。</p>